

議第35号 和解することについて 別紙



## 仮示談書

香芝市（以下「甲」という。）と福岡憲宏（以下「乙」という。）は、地方税延滞税徴収懈怠事件における甲の乙に対する損害賠償請求について、次のとおり、合意して示談する。

### （事件の概要）

第1条 本件は、固定資産税（本税）の滞納において延滞税が課せられ、本税のみが納付されたものの、延滞税が納付されなかったため、本来なら市長である乙がその延滞税に対して徴収手続をすべきところ、それを懈怠して時効消滅させたことで、甲に延滞税額分の損害を与えた事案であり、その時効消滅の時期と徴収不能となった税額は次のとおりである。

#### （1）延滞税（          分）

本税 1,363,000円（平成30年3月23日納付）

延滞税 730,620円（令和5年3月24日時効消滅、賠償額）

違法（徴収懈怠）期間 平成30年4月から令和5年3月までの5年間

#### （2）延滞税（          分）

本税 715,240円（平成30年5月7日納付）

延滞税 357,180円（令和5年5月8日時効消滅、賠償額）

違法（徴収懈怠）期間 平成30年6月から令和5年5月までの5年間

### （乙の賠償責任）

第2条 乙は、甲に対し、本件における損害賠償額合計1,087,800円のうち、責任額として金628,326円の支払義務を認め、その全額を令和6年3月29日までに、甲名義の普通預金口座（南都銀行 香芝支店 普通預金 口座番号            口座名義人 香芝市会計管理者 高垣和寛）に振込入金して支払うものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第3条 甲と乙との間には、本件に関し、本書に定めるほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。

第4条 この仮示談書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により本市議会の議決があったときに、この内容をもって本示談書とする。

上記のとおり、合意したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通をそれぞれ保有する。

令和6年3月5日

(甲)

住 所 奈良県香芝市本町1397番地

氏 名 香芝市

香芝市指定代理人

副市長 堀 本 武 史

(乙)

住 所 奈良県香芝市

氏 名 福 岡 憲 宏